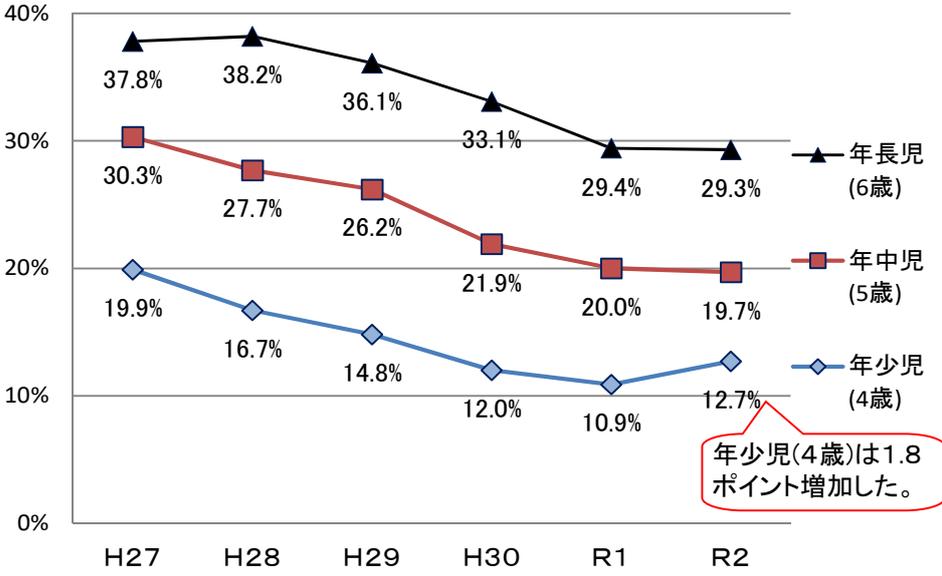


令和3年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和3年12月21日

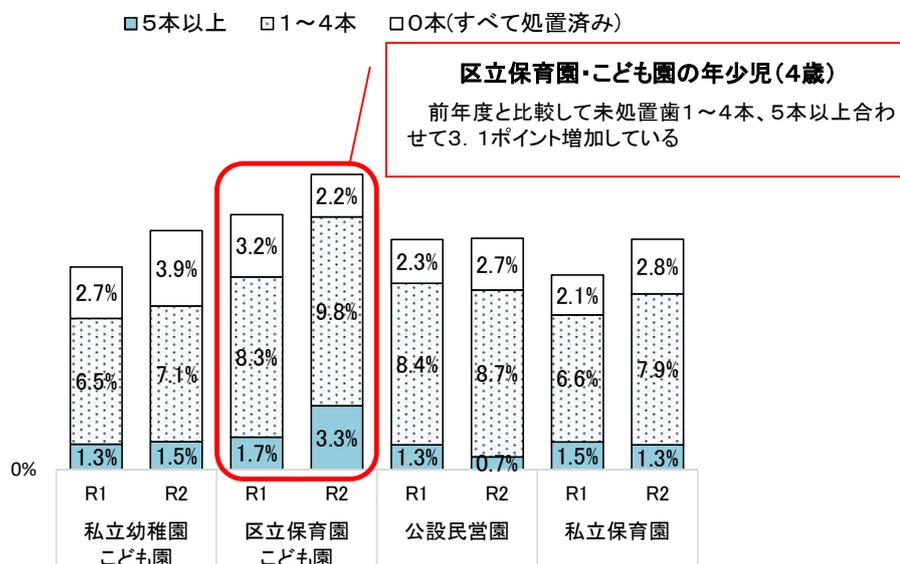
【 審議・調査事項 報告事項 **情報連絡事項** 】

件名	令和2年度 あだちっ子歯科健診の実施結果について																												
所管部課	子ども家庭部 子ども政策課、子ども施設運営課、私立保育園課 子ども施設入園課 衛生部 データヘルス推進課																												
内容	<p>平成27年度から実施している「あだちっ子歯科健診」について、令和2年度の実施結果がまとまったので報告する（P.36 別添資料1参照）。 なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、約5か月後ろ倒しで実施した。</p> <p>1 実施結果から見える3つの課題と今後の対策</p> <p>【課題1】 年少児（4歳）のむし歯のある子の割合が増加した（図1参照）。 ※ 27年度の開始以来、初めて増加となった。</p> <p>【図1】 乳歯にむし歯がある子どもの割合 (むし歯がある子どもの割合は、処置歯も含む)</p>  <table border="1" data-bbox="438 1249 1380 1825"> <caption>図1: 乳歯にむし歯がある子どもの割合 (割合は、処置歯も含む)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>年長児 (6歳)</th> <th>年中児 (5歳)</th> <th>年少児 (4歳)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>37.8%</td> <td>30.3%</td> <td>19.9%</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>38.2%</td> <td>27.7%</td> <td>16.7%</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>36.1%</td> <td>26.2%</td> <td>14.8%</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>33.1%</td> <td>21.9%</td> <td>12.0%</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>29.4%</td> <td>20.0%</td> <td>10.9%</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>29.3%</td> <td>19.7%</td> <td>12.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>年少児(4歳)は1.8ポイント増加した。</p> <p>●対策 ア むし歯の多い地域についてデータを分析していく。 イ その結果を基に歯科衛生士がエリア施設連絡会等に参加し、地域の特徴等の情報を共有した上で、実効性のある取り組みを提案し、歯科指導を強化していく。</p>	年度	年長児 (6歳)	年中児 (5歳)	年少児 (4歳)	H27	37.8%	30.3%	19.9%	H28	38.2%	27.7%	16.7%	H29	36.1%	26.2%	14.8%	H30	33.1%	21.9%	12.0%	R1	29.4%	20.0%	10.9%	R2	29.3%	19.7%	12.7%
年度	年長児 (6歳)	年中児 (5歳)	年少児 (4歳)																										
H27	37.8%	30.3%	19.9%																										
H28	38.2%	27.7%	16.7%																										
H29	36.1%	26.2%	14.8%																										
H30	33.1%	21.9%	12.0%																										
R1	29.4%	20.0%	10.9%																										
R2	29.3%	19.7%	12.7%																										

【課題2】

施設種別に年少児（4歳）を比較すると、区立保育園・こども園の増加率が高くなっている（図2参照）。

【図2】未処置のむし歯がある子どもの割合（施設種別）



●対策

- ア むし歯の多い区立園を優先に歯科衛生士が保護者会に参加し、「歯によいおやつ」のリーフレットの配付や仕上げみがきの方法を指導するなど、乳児期からむし歯予防のための生活習慣を家庭へ啓発し、定着をめざしていく。
- イ 保護者に対して、未処置歯の治療勧奨を積極的に行っていく。
- ウ 飛沫防止のため中止していた年少児（4歳）からの給食後の歯みがきを全ての園で再開する。

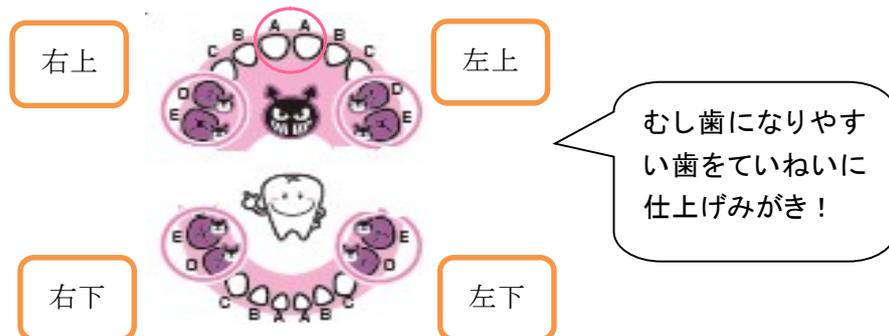
【課題3】

年齢別で新たにむし歯になりやすい歯がわかった。令和2年度区立保育園・こども園の年少児（4歳）における歯科健診結果を元年度の結果とつなげて分析し、新たにむし歯になりやすい歯を特定した（表1参照）。

【表1】新たに増えたむし歯の部位

【同じ子どもの歯科健診結果をつなげて分析】

	2歳児→年少児 438名	年少児→年中児 535名	年中児→年長児 597名
1位	左上A(前歯)29名	左下D(奥歯)33名	右下・左下D(奥歯)48名
2位	右上A(前歯)28名	右下D(奥歯)32名	左上・左下E(奥歯)40名
3位	左下E(奥歯)17名	右下E(奥歯)27名	右上E(奥歯)39名



●対策

- ア むし歯になりやすい歯がわかったので、チラシ等で保護者に周知し、注意喚起を図っていく。
- イ 歯科衛生士がむし歯になりやすい歯の集中的な仕上げみがきの方法を保護者会等で指導し、実践につなげていく。

2 未通園児に関する課題と対策について

【課題】

- ア 個別通知用の封筒を、目立つようにピンク色へ変更するなど工夫したことで、受診者数が前年度比3ポイント増の17.3%となったが、受診率が低い状態であるので、引き続き取り組みの強化が必要である。
- イ データ分析により未通園児に「ひとり親」「外国籍」等の家庭が一定数いることがわかった。

●対策

- ア 昨年度未受診者へ複数回のハガキ等を郵送するなど、事前に受診勧奨を実施する。
- イ データでわかった未通園児の家庭状況に応じて、関係機関からの受診勧奨を依頼する。

令和3年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和3年12月21日

【 審議・調査事項 報告事項 **情報連絡事項** 】

件名	千住保育園完全民営化に伴う事業者公募について																																
所管部課	子ども家庭部 子ども施設運営課																																
内容	令和5年4月に民営化を予定している千住保育園について、次のとおり公募するため、報告する。																																
	<p>1 公募に関する方針について</p> <p>(1) 民営化対象保育園と民営化手法</p> <p>ア 施設名：足立区立千住保育園（現在定員：125名） ※ 千住保育園は、現在公設民営保育園として、社会福祉法人太陽会が運営している。</p> <p>イ 所在地：千住元町16番9号</p> <p>ウ 手法：公募を実施の上、選定事業者に対して土地を令和5年4月から30年間の無償貸付とし、建物・工作物・立木は無償譲渡とする。 ※ 公募による選定事業者が社会福祉法人及び学校法人以外であった場合、議会の議決が得られた場合に民営化事業者として決定する。</p> <p>(2) 認可定員の変更について 再認可（※1）基準への適合等を行うため、一部認可定員の変更を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1歳児</th> <th>2歳児</th> <th>3歳児</th> <th>4歳児</th> <th>5歳児</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現定員</td> <td>17名</td> <td>27名</td> <td>27名</td> <td>27名</td> <td>27名</td> <td>125名</td> </tr> <tr> <td>新定員</td> <td>17名</td> <td>23名</td> <td>25名</td> <td>25名</td> <td>25名</td> <td>115名</td> </tr> <tr> <td>減員数 (※2)</td> <td>0名</td> <td>△4名</td> <td>△2名</td> <td>△2名</td> <td>△2名</td> <td>△10名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「再認可」とは、完全民営化にあたり公立園としての認可を廃止し、新たに東京都から私立保育所としての認可を受けること。</p> <p>※2 変更後においても、最新の千住地域の保育需要予測に対し、保育定員数は確保されている。</p>							1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	現定員	17名	27名	27名	27名	27名	125名	新定員	17名	23名	25名	25名	25名	115名	減員数 (※2)	0名	△4名	△2名	△2名	△2名
	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計																											
現定員	17名	27名	27名	27名	27名	125名																											
新定員	17名	23名	25名	25名	25名	115名																											
減員数 (※2)	0名	△4名	△2名	△2名	△2名	△10名																											

2 公募スケジュール（予定）について

内 容	時 期
公 募 開 始	令和3年12月
運営予定事業者決定	令和4年3月
引継ぎ保育開始	令和4年4月
完全民営化による 運 営 開 始	令和5年4月

令和3年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和3年12月21日

【 審議・調査事項 報告事項 **情報連絡事項** 】

件 名	足立区子ども施設指定管理者の評価結果について		
所 管 部 課	子ども家庭部 子ども施設運営課		
内 容	子ども施設指定管理者17施設の令和2年度業務について、足立区子ども施設指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）による評価を行ったので、報告する。		
	1 開催日時・会場 令和3年10月22日（金） 午後1時30分から午後5時まで 梅田地域学習センター 3階 第2学習室		
	2 主な業務内容 (1) 保育事業の実施に係る業務 (2) 施設の維持管理に関する業務		
	3 評価対象期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日		
	4 委員会委員構成（計6名）		
	種 別	氏 名	役 職 等
	学識経験者 (有識者含む)	田代 恵美子	明治学院大学心理学部 教育発達学科 特命教授
		鈴木 欽哉	公認会計士
	関係団体代表	北島 小夜子	足立区民生・児童委員
		高橋 将郎	青少年委員
	区職員	上遠野 葉子	子ども家庭部長
		田ヶ谷 正	生涯学習支援室長

5 評価方法

(1) 担当課評価

提出資料の内容確認、現地調査

(2) 委員会評価

提出資料の評価

<確認資料>

1	保守・点検完了報告書	12	全体・長期・短期計画
2	施設・設備点検完了報告書	13	小学校との連携
3	防災への配慮	14	食育計画
4	防犯への配慮	15	食事計画
5	事故への対応	16	食事提供
6	個人情報取扱い	17	保健計画
7	職員研修	18	乳幼児突然死症候群
8	会計経理	19	虐待等への対応
9	サービスの評価	20	保育室衛生管理
10	保育の基本原則	21	調理室衛生管理
11	人権の尊重	22	安全確保

6 令和3年度評価内容の改定について

区で定めた「指定管理者制度に関する基本的な考え方について」と評価方法が異なっていたため、令和3年度の評価から改定を行った。

(1) 評価点の変更

4段階評価（3～0点）を5段階（5～1点）評価へ変更

(2) 評価判定ランクの変更（次頁 評価判定ランク得点内訳表参照）

A+、Aなどの評価判定ランクの得点率を変更

【例】

- ・ A+は得点率94.4%以上から90%以上に変更
- ・ Aは得点率85%以上から83%以上に変更

(3) 得点割合の見直し

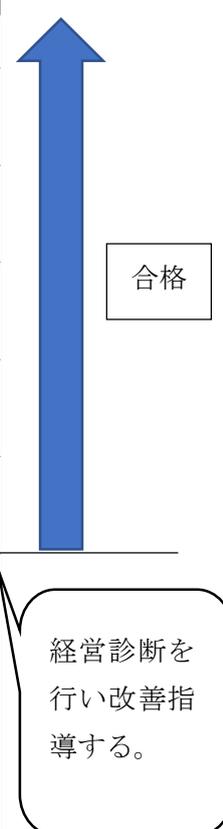
「利用者満足度（サービスの評価）」の得点割合を満点（最高点）の1割程度から2割程度へ変更

(4) ランクダウン制の導入

悪質な事故等があった場合、委員会の判断により、総合評価をワンランク下げるなどの対応を取る。

<評価判定ランク得点内訳表>

評価基準	評価	令和2年度	令和3年度
	A+	170以上	297以上
	A	170未満～ 153以上	297未満～ 274以上
	A-	153未満～ 144以上	274未満～ 248以上
	B+	144未満～ 135以上	248未満～ 212以上
	B	135未満～ 117以上	212未満～ 195以上
	B-	117未満～ 108以上	195未満～ 179以上
	C	108未満	179未満
	D	C評価で、経営 診断を実施し、 1項目でも1 点があった場 合	C評価で、経営 診断を実施し、 1項目でも1 点があった場 合



7 令和2年度および令和3年度評価の実施比較

(1) 評価ランクの変化

令和2年度は、A+、A、B+の3段階にしか分かれなかったが、令和3年度はA+、A、A-、B+の4段階に分散し、各園の評価の差が開く結果となった。なお、令和2年度から令和3年度へ評価ランクが上がった（例AからA+）園はない。

令和2年度		⇒	令和3年度		施設名
評価	園数		評価	園数	
A+	6園	⇒	A+	1園	千住
			A	5園	新田おひさま、竹の塚、さつき、竹の塚北、興本
A	9園	⇒	A	2園	水神橋、せきや
			A-	5園	青井、やよい、青井おひさま、谷在家、五反野
			B+	2園	東保木間、伊興大境
B+	1園	⇒	B+	1園	新田さくら

※ 新田三丁目なかよし保育園は除く

(2) 評価ランクの高い園の傾向

「利用者満足度」を全体の2割程度の配点としたことから、A+またはA評価となっている8園中6園は、「利用者満足度」の得点率が90%以上であり、残りの2園は、「保育の状況」が高い得点となった。一方、B+となっている3園は、「利用者満足度」の得点率は約70%と低めの傾向にある。

8 委員会での主な意見と対応等

(1) 遊具安全点検で「異常があり、修繕または対策が必要」と判定された遊具は早急に改善指導をしていくこと。

【対応策】早急に改善指導する。

(2) アンケートの回収率を上げるよう園へ指導していくこと。また、アンケートの回収率は低いが、アンケート結果が良い場合に、評価点が高くなるよう評価方法を改善していくこと。

【対応策】対象園には、保護者に提出を呼びかける等、回収率の向上に努めていただくよう要請する。アンケートの回収率が低い場合の評価方法は見直しを検討する。

9 評価結果の公表

評価結果の詳細は、足立区ホームページに令和3年12月下旬掲載予定

10 その他

今回の結果を指定管理者に説明し、今後の業務改善につなげていくよう指導した。

11 施設名称及び評価結果等（満点330点・評価点順）

No.	施設名称 指定管理料（円）	指定管理者 代表者名	評価点	評価点/満点 ×100（%）	評価	前年度
1	千住保育園	(福) 太陽会	303	91.8 %	A+	A+
	201,713,566	小倉 将信				
2	水神橋保育園	(福) 聖華	293	88.8 %	A	A
	184,093,723	白須賀 まり子				
3	せきや保育園	(福) 桑の実会	290	87.9 %	A	A
	143,263,719	濱野 賢一				
4	新田おひさま保育園	(福) 太陽会	282	85.5 %	A	A+
	106,751,071	小倉 将信				
	竹の塚保育園	(株) ネッセスタイルケア	282	85.5 %	A	A+
6	さつき保育園	(福) 江北会	278	84.2 %	A	A+
	217,207,251	野口 澄夫				
7	竹の塚北保育園	(福) 三樹会	275	83.3 %	A	A+
	202,139,078	細野 智樹				
8	興本保育園	(福) 太陽会	274	83.0 %	A	A+
	178,711,959	小倉 将信				
9	青井保育園	(福) からしだね	271	82.1 %	A-	A
	215,891,627	春見 静子				
10	やよい保育園	(福) 博友会	262	79.4 %	A-	A
	205,030,763	川下 勝利				
11	青井おひさま保育園	(福) 水の会	260	78.8 %	A-	A
	97,007,447	小林 信子				
12	谷在家保育園	(福) わかば会	251	76.1 %	A-	A
	143,358,316	石川 美和子				
13	五反野保育園	(株) 日本保育サービス	250	75.8 %	A-	A
	218,622,162	福岡 明彦				
14	東保木間保育園	(福) 高砂福祉会	245	74.2 %	B+	A
	168,677,023	篠塚 弘子				
15	伊興大境保育園	(福) 高砂福祉会	240	72.7 %	B+	A
	170,722,249	篠塚 弘子				
16	新田さくら保育園	(福) じろう会	223	67.6 %	B+	B+
	127,603,037	久芳 敬裕				
	新田三丁目なかよし保育園	(福) 南流山福祉会			評価 不能	A-
	55,478,824	藤本 登				

※ 新田三丁目なかよし保育園については、令和2年11月末で指定管理者による運営を終了している。法人に対し評価のための資料提出を求めたが、一部資料について提出できないとの回答があり、委員会において「評価不能」との判断がされた。

令和3年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和3年12月21日

【 審議・調査事項 報告事項 **情報連絡事項** 】

件名	令和4年4月入所に向けた保育施設利用申込の受付について																						
所管部課	子ども家庭部 子ども施設入園課																						
内容	1 令和4年4月入所に向けた保育施設利用申込の受付について 認可保育所、認定こども園（長時間利用）、家庭的保育、小規模保育の利用申込の受付について、以下のとおり実施した。																						
	(1) 利用申込対象施設																						
	ア 区立・私立認可保育所																						
	イ 区立・私立認定こども園（長時間利用）																						
	ウ 地域型保育（家庭的保育・小規模保育）																						
	(2) 利用申込案内の配布																						
	ア 開始日																						
	令和3年10月25日（月）から																						
	イ 配布場所																						
			<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">配布場所</th> <th style="width: 50%;">配布時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子ども施設入園課 （区役所中央館3階）</td> <td rowspan="2">開庁日の午前8時30分 から午後5時15分</td> </tr> <tr> <td>足立福祉事務所福祉課 （千住・東部・西部・北部）</td> </tr> <tr> <td>区立・私立認可保育所 区立認定こども園</td> <td>開園時刻から閉園時刻 まで</td> </tr> </tbody> </table>		配布場所	配布時間	子ども施設入園課 （区役所中央館3階）	開庁日の午前8時30分 から午後5時15分	足立福祉事務所福祉課 （千住・東部・西部・北部）	区立・私立認可保育所 区立認定こども園	開園時刻から閉園時刻 まで												
配布場所	配布時間																						
子ども施設入園課 （区役所中央館3階）	開庁日の午前8時30分 から午後5時15分																						
足立福祉事務所福祉課 （千住・東部・西部・北部）																							
区立・私立認可保育所 区立認定こども園	開園時刻から閉園時刻 まで																						
(3) 利用申込受付																							
ア 受付期間																							
令和3年11月18日（木）～12月3日（金）																							
イ 受付場所																							
		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">受付場所・方法</th> <th style="width: 10%;">平日</th> <th style="width: 10%;">土</th> <th style="width: 10%;">日</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区役所特設会場（中央館2階区政情報課前）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td>【受付時間】 午前9時から 午後4時</td> </tr> <tr> <td>郵送申請</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>11月26日 （金）必着</td> </tr> <tr> <td>電子申請 ・ 令和4年4月入所から導入</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>24時間受付</td> </tr> </tbody> </table>		受付場所・方法	平日	土	日	備考	区役所特設会場（中央館2階区政情報課前）	○	×	△	【受付時間】 午前9時から 午後4時	郵送申請	○	○	○	11月26日 （金）必着	電子申請 ・ 令和4年4月入所から導入	○	○	○	24時間受付
受付場所・方法	平日	土	日	備考																			
区役所特設会場（中央館2階区政情報課前）	○	×	△	【受付時間】 午前9時から 午後4時																			
郵送申請	○	○	○	11月26日 （金）必着																			
電子申請 ・ 令和4年4月入所から導入	○	○	○	24時間受付																			
○…受付可 △…一部可 ×…受付不可																							

※ 新型コロナウイルス感染症対策及び電子申請の導入に伴い、足立福祉事務所福祉課、区立・私立認可保育所、区立認定こども園での申込受付は行わない。

※ 11月20日（土）、21日（日）、23日（火・祝）、27日（土）は、区役所特設会場での受付は行わない。

(4) スケジュール

令和3年	10月25日（月）	保育施設利用申込案内の配布開始
	11月上旬	施設・年齢毎の募集人数公開
	11月18日（木）	利用申込受付開始
	12月 3日（金）	利用申込受付締切
	12月～	利用調整
令和4年	2月上旬	利用調整結果の通知・連絡

(5) 周知方法

- ア あだち広報10月25日号、11月10日号に案内記事を掲載
- イ 足立区ホームページに掲載
- ウ 保育所、足立福祉事務所福祉課、保健センター、区民事務所、子育てサロン、住区センター、図書館等に案内ポスターを掲示

2 令和4年4月入所における主な見直し点

保育施設等の利用調整にかかる実施基準指数及び調整指数の一部について、以下のとおり見直しを行う。

なお、実施は令和4年4月利用調整分から適用する。

(1) 足立区保育の実施基準表の一部改正（P.25、1 足立区保育の実施基準表（抜粋）参照）

番号1・2で規定していた自宅外労働、自宅内労働の区分けを廃止する。

（改正理由）

新型コロナウイルス感染症拡大防止による、テレワークの普及など働き方が多様化する中で、保護者の主な就労場所を理由として実施基準指数に差を設けることが妥当ではなくなったため。

(2) 調整指数表の一部改正（P.26、2 調整指数表（抜粋）参照）

ア 調整指数表の項目で分類している「主たる保育者」の記載の削除

（改正理由）

「主たる保育者」を原則「母」としているが、その定義が男女平等及びLGBTの観点から妥当ではないため。

イ 調整指数番号20「自宅内自営・内職の内容が有害危険なもの」の加点（1点）の廃止

（改正理由）

足立区保育の実施基準表で自宅外労働、自宅内労働の区分けを廃止したため。

ウ 調整指数番号21の「引き続き就労を継続している場合（3年以上）・（1年以上3年未満）」の加点（2点・1点）の廃止

	<p>(改正理由)</p> <p>「主たる保育者」を原則「母」として限定した上で加点することが妥当ではないため。</p> <p>3 保育コンシェルジュによる相談体制</p> <p>令和4年4月利用申込に向け、個々のニーズや状況に適した保育施設の案内や情報提供など、きめ細かな相談を実施していく。</p> <p>(1) 区役所での相談（10月15日（金）から12月3日（金）は、子ども施設入園課窓口の他、中央館3階301会議室を使用する）</p> <p>(2) オンライン相談</p> <p>令和3年4月15日から開始。当初は一日2回（午前1回、午後1回）実施し、7月中旬から一日4回（午前2回、午後2回）に拡充している。</p> <p>※ 9月1日時点で178件（一日平均1.9件）</p> <p>(3) 子育てサロンでの出張相談</p> <p>月1回程度、各子育てサロン（11か所）にて実施</p>
--	---

1 足立区保育の実施基準表（抜粋）

(1) 改正前

番号	内容		保護者の状況	指数
1	自宅外 労働	外勤	月20日以上、1日8時間以上の就労を常態	23
			〃 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	18
			〃 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	16
		自宅外 自営	月16日以上、1日8時間以上の就労を常態	18
			〃 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	16
			〃 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	14
			月12日以上、1日8時間以上の就労を常態	16
			〃 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	14
			〃 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	12
その他の外勤	10			
2	自宅内 労働	自宅内 自営	月20日以上、1日8時間以上の就労を常態	22
			〃 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	17
			〃 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	15
		月16日以上、1日8時間以上の就労を常態	17	
		〃 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	15	
		〃 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	13	
		月12日以上、1日8時間以上の就労を常態	15	
		〃 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	13	
		〃 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	11	
		その他の自営	9	
	内職	月16日以上1日8時間以上月収5万円以上の就労を常態	14	
		月12日以上1日4時間以上月収3万円以上の就労を常態	12	
		その他の内職	8	



(2) 改正後

番号	内容		保護者の状況	指数
1	就労	外勤	月20日以上、1日8時間以上の就労を常態	23
			〃 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	18
			〃 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	16
			月16日以上、1日8時間以上の就労を常態	18
			〃 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	16
			〃 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	14
		内勤	月12日以上、1日8時間以上の就労を常態	16
			〃 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	14
			〃 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	12
		その他の外勤・内勤	10	
		内職	月16日以上1日8時間以上月収5万円以上の就労を常態	14
			月12日以上1日4時間以上月収3万円以上の就労を常態	12
			その他の内職	8

2 調整指数表（抜粋）

（1）改定前

項目		番号	条件	指数
加算指数	世帯	18	就労開始、復職等により保育が必要となったため、東京都認証保育所（家庭的保育（保育ママ）・小規模保育は除く）などに契約上有償、かつ、月ぎめで2か月以上前から預託している場合	2
	児童個人	19	青井おひさま保育園・コンビプラザ東和三丁目保育園・家庭的保育（保育ママ）・小規模保育の在籍児で、年齢上限による卒園により、4月から新たに利用を希望する場合（連携施設が設定されている場合を除く）	4
	主たる保育者	20	自宅内自営・内職の内容が有害危険なもの	1
		21	引き続き就労を継続している場合（3年以上）	2
		22	引き続き就労を継続している場合（1年以上3年未満）	1
			母子（または父子）世帯で、就労（または就学・技能習得）を継続している、または、内定している場合	5



（2）改定後

項目		番号	条件	指数
加算指数	世帯	18	就労開始、復職等により保育が必要となったため、東京都認証保育所（家庭的保育（保育ママ）・小規模保育は除く）などに契約上有償、かつ、月ぎめで2か月以上前から預託している場合	2
		19	母子（または父子）世帯で、就労（または就学・技能習得）を継続している、または、内定している場合	5
	児童個人	20	青井おひさま保育園・コンビプラザ東和三丁目保育園・家庭的保育（保育ママ）・小規模保育の在籍児で、年齢上限による卒園により、4月から新たに利用を希望する場合（連携施設が設定されている場合を除く）	4

令和3年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和3年12月21日

【 審議・調査事項 報告事項 **情報連絡事項** 】

件 名	学童保育室の令和4年4月入室に向けた申請受付について								
所 管 部 課	地域のちから推進部 住区推進課								
内 容	<p>1 入室申請一斉受付期間及び受付場所・時間</p> <p>(1) 申請受付期間 令和3年11月8日(月)から12月1日(水)まで ※ 上記期間後も受付をするが、期間内受付者の承認後の審査となる。</p> <p>(2) 申請受付場所・時間</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">受付場所</th> <th style="text-align: center;">時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区役所南館3階 (住区推進課)</td> <td>月～金曜日 8時30分～17時</td> </tr> <tr> <td>各学童保育室</td> <td>月～土曜日 13時30分～18時 (第1希望の学童保育室に提出)</td> </tr> <tr> <td>区役所特設会場 (1201会議室)</td> <td>11月28日(日) 9時～16時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 「入室申請案内」の配布場所 ア 住区推進課学童保育係(区役所南館3階) イ 各学童保育室 ウ 区ホームページからダウンロード</p> <p>2 スケジュール 令和3年10月25日(月)「入室申請案内」配布開始 11月 8日(月)入室申請一斉受付開始 12月 1日(水)入室申請一斉受付締切 令和4年 2月18日(金)入室承認(不承認)通知発送(一斉受付分)</p> <p>3 周知方法</p> <p>(1) 区ホームページ、あだち広報10月25日号に案内記事を掲載する。 (2) 小学校、保育園、幼稚園、こども支援センターげんき、障がい福祉センター、区民事務所、住区センターに案内ポスターを掲示する。</p>	受付場所	時 間	区役所南館3階 (住区推進課)	月～金曜日 8時30分～17時	各学童保育室	月～土曜日 13時30分～18時 (第1希望の学童保育室に提出)	区役所特設会場 (1201会議室)	11月28日(日) 9時～16時
受付場所	時 間								
区役所南館3階 (住区推進課)	月～金曜日 8時30分～17時								
各学童保育室	月～土曜日 13時30分～18時 (第1希望の学童保育室に提出)								
区役所特設会場 (1201会議室)	11月28日(日) 9時～16時								

4 今後の方針

申請受付における混乱が生じないように、周知を十分に行っていく。新型コロナウイルス感染症対策としてアクリル板の設置、受付職員のマスクの着用など基本的な感染症対策を徹底する。

令和3年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和3年12月21日

【 審議・調査事項 報告事項 **情報連絡事項** 】

件名	令和4年度学童保育室入室承認基準指数表の変更について
所管部課	地域のちから推進部 住区推進課
内容	<p>令和4年度の学童保育室入室審査における入室承認基準指数表について、以下のとおり変更を行う。(P.30～33 情報連絡事項6—1参照)</p> <p>1 基準指数</p> <p>(1) 居宅内就労と居宅外就労の基準指数の差異を廃止 様々な働き方がある中で、居宅内就労であっても勤務時間とされた時間は拘束時間となり、必ずしも居宅外に比べて子どもの保育がしやすい環境であるわけではないため、基準指数の差異について廃止する。なお、23区中9区で審査において居宅内と居宅外に差を設けていない。</p> <p>(2) 就労時間に休憩時間を含める 休憩時間は、1回の労働時間の途中に取るものであり、休憩時間の終了後は、勤務に戻る必要があることから、保育できない時間とし、就労時間に含めることとする。なお、23区中17区で休憩時間を含めて審査を実施している。</p> <p>2 補正指数</p> <p>審査の実績及び区民要望等を踏まえ、補正指数の見直しを行う。</p> <p>(1) 単身赴任世帯に対し補正指数を加算する。 (2) 障がいありの児童の対象に、通所受給者証の交付を受けている児童を加える。 (3) 保護者負担金の滞納世帯の減点を－10から－20に引き上げる。</p> <p>3 調整事項</p> <p>指数が同点の場合の優先承認判断基準に、指数に反映されない父母の就労状況を追加する。</p> <p>(1) 父母ともに就労場所が居宅外である方を優先する。 (2) 父母の基準指数を合計した値が高い方を優先する。</p> <p>4 今後の方針</p> <p>区民に対し入室申請案内や区ホームページで周知を行うほか、申請受付時に変更点の説明を行う。</p>

別表 2 (第 3 条関係) 足立区立学童保育室入室承認基準指数表

1 基準指数

(令和 4 年度の入室審査から適用)

就労などの類型		父母の状態			基準指数	基準番号
分類	申請理由	就労等の状況		午後 1 時～午後 5 時の時間帯における週の就労合計時間		
		週	1 日			
1	就労・就学 ※就学は就労に必要な技術習得を目的とした就学に限る。	5 日以上 (月 20 日以上)	7 時間 45 分以上	18 時間以上	20	1-1
				15 時間以上 18 時間未満	18	1-2
				12 時間以上 15 時間未満	16	1-3
			4 時間以上 7 時間 45 分未満	18 時間以上	19	1-4
				15 時間以上 18 時間未満	17	1-5
				12 時間以上 15 時間未満	15	1-6
		4 日 (月 16 日～19 日)	7 時間 45 分以上	15 時間以上	18	1-7
				12 時間以上 15 時間未満	16	1-8
			4 時間以上 7 時間 45 分未満	15 時間以上	17	1-9
				12 時間以上 15 時間未満	15	1-10
		3 日 (月 12 日～15 日)	7 時間 45 分以上	12 時間以上	16	1-11
			4 時間以上 7 時間 45 分未満	12 時間以上	15	1-12
2	就労 ※深夜を含む不規則勤務の場合	4 週間における週平均の就労時間が 38 時間 45 分以上で、深夜帯(22 時から翌 5 時まで)を含む勤務が 2 回以上		月(4 週間)のうち 12 時間以上の週が 1 週以上	20	1-13
3	就労 ※13 時～17 時の週合計時間が 12 時間未満	週 5 日以上勤務で一週間の就労合計時間が 38 時間 45 分以上		12 時間未満	9	1-14
4	両親不存在	父母が常時不存在(死亡・離別・行方不明・拘禁など)			20	3-1
5	保護者の病気・心身の障がいなど	入院	常時入院(入退院を繰り返している)		20	4-1
		自宅内療養	専門機関の指示書などによる療養の状況が放課後の保護育成にあたるのが困難		15	4-2
		心身の障がい	愛の手帳 1 度 身体障害者手帳 1・2 級 精神障害者保健福祉手帳 1 級		18	4-3
			愛の手帳 2・3 度 身体障害者手帳 3 級 精神障害者保健福祉手帳 2 級		15	4-4
			愛の手帳 4 度・身体障害者手帳 4 級 精神障害者保健福祉手帳 3 級		12	4-5
6	看護・介護	自宅外で親族等の看護・介護にあたる場合は、分類番号 1 の基準に準じる。			20～15	5-1～12

(1) 分類番号 1、2、3 における就労時間には、休憩時間を含むものとする。

2 補正指数（基準指数に補正指数を加減して最終指数を算出する）

番号	条 件		加・減算指数
補①	父母の状況	1 ひとり親世帯・両親不存在	+ 3
		2 単身赴任	+ 2
補②	学年補正	1年生・2年生	+ 10
		3年生	+ 6
		4年生	+ 2
補③	住所	区外在住者（転入予定者を除く。）	- 3
補④	心身の障がい の有無	1 入室申請児童が愛の手帳、身体障害者手帳、精神障害者手帳のいずれかを交付されている場合。	+ 4
		2 入室申請児童が補④1に掲げる手帳を交付されておらず、障害児通所支援受給者証のみ交付されている場合。	+ 2
補⑤	保護者負担金の滞納	申請児又は、同家庭の在室児及び卒室児に滞納がある世帯	- 20

3 学年による承認順位

1	1年生の児童	基準指数が12以上を有する家庭の児童を承認とし、1年生の申請数が定員数を超える場合は、最終指数上位より定員数までを承認とする。ただし、以下に該当する場合は、適用しない。 ・補正指数⑤に該当する場合。 ・基準指数が分類番号3である場合。
2	項番1に該当しない児童	項番1に該当しない1年生及び2年生から6年生について在籍可能数（定員から項番1で承認した1年生を減じた数）に達するまで、最終指数の上位から承認する。

4 調整事項

（最終指数が同じ場合は、順番1から順に審査し承認者を決定する）

順番	項目	調整事項
1	学年	学年の低い方を優先する。
2	就労場所	父母ともに就労場所が居宅外である方を優先する。 *ひとり親世帯の場合は申請している親のみを対象とする。
3	父母の基準指数合計	父母の基準指数を合計した値が高い方を優先する。 *ひとり親世帯の場合は、合計する相手の基準指数を20とみなす。
4	申請児童の自宅と父母の勤務地までの直線距離	申請児童の自宅と父母の勤務地を直線距離で測定し遠い方を優先する。 *父母の勤務地の近い方を審査の対象とする。 *日によって仕事の現場が変わる場合は、事務所を勤務地とみなす。事務所がない場合は、自宅を勤務地とみなす。
5	学校から自宅までの距離	学校から申請児童の自宅までの距離の遠い方を優先する。
6	その他	区長が特に必要と認める事項

(1) 順番1 学年による調整において承認者が決定しない場合は、1 基準指数の分類番号1、2、4、5 及び6に該当する者の中から、順番2から順番6により承認者を決定する。

(2) 前項による決定後、1 基準指数の分類番号3に該当する者の中で、順番5及び順番6により承認者を決定する。

別表2 (第3条関係) 足立区立学童保育室入室承認基準指数表

1. 基準指数

(平成31年度の入室審査から適用)

分類	就労などの類型		父母の就労形態などの状態		基準指数	基準番号
	種類	週	1日	午後1時～午後5時の時間帯における一週間の就労合計時間		
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅外就労 ・ 就学など ・ 個人事業主・会社経営・従事者で <u>自宅外就労</u> 	5日以上 (月20日以上)	7時間以上	18時間以上	20	1-1
				15時間以上 18時間未満	17	1-2
				12時間以上 15時間未満	13	1-3
			4時間以上 7時間未満	18時間以上	19	1-4
				15時間以上 18時間未満	16	1-5
				12時間以上 15時間未満	12	1-6
		4日以上 (月16日～19日)	7時間以上	15時間以上	18	1-7
				12時間以上 15時間未満	15	1-8
			4時間以上 7時間未満	15時間以上	17	1-9
		3日以上 (月12日～15日)	7時間以上	12時間以上	14	1-10
				12時間以上	15	1-11
深夜を含む不規則勤務	不規則勤務で、一週間の就労合計時間が35時間以上、かつ午後1時～午後5時の時間帯の合計が12時間以上ある方 (詳細は申請案内4ページ参照)	12時間以上	14	1-12		
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>自宅内就労</u> 個人事業主・会社経営・従事者で <u>自宅内就労</u> 	5日以上 (月20日以上)	7時間以上	18時間以上	17	2-1
				15時間以上 18時間未満	14	2-2
				12時間以上 15時間未満	10	2-3
			4時間以上 7時間未満	18時間以上	16	2-4
				15時間以上 18時間未満	13	2-5
				12時間以上 15時間未満	9	2-6
		4日以上 (月16日～19日)	7時間以上	15時間以上	15	2-7
				12時間以上 15時間未満	12	2-8
			4時間以上 7時間未満	15時間以上	14	2-9
		3日以上 (月12日～15日)	7時間以上	12時間以上	11	2-10
				12時間以上	12	2-11
		3日以上 (月12日～15日)	4時間以上 7時間未満	12時間以上	11	2-12
12時間以上	11			2-12		
3	週5日以上勤務で一週間の就労合計時間が35時間以上	12時間未満	9	2-6		
4	不存在	父母が常時不存在 (死亡・離別・行方不明・拘禁など)	20	3-1		
5	保護者の病気がいなど	入院	常時入院 (入退院を繰り返している)	20	4-1	
		自宅内療養	専門機関の指示書などによる療養の状況が放課後の保護育成にあたるのが困難	15	4-2	
		心身の障がい	愛の手帳1度 身体障害者手帳1・2級 精神障害者保健福祉手帳1級	18	4-3	
			愛の手帳2・3度 身体障害者手帳3級 精神障害者保健福祉手帳2級	15	4-4	
			愛の手帳4度・身体障害者手帳4級 精神障害者保健福祉手帳3級	12	4-5	
6	看護・介護	自宅外で親族等の看護・介護にあたる場合は、外勤者の就労状況 (分類1)の基準に準じる。	20～12	5-1～13		

2.補正指数（基準指数に補正指数を加減して最終指数を算出します。）

番号	条 件		加・減算指数
補①	父母の状況	ひとり親世帯・両親不在	+ 3
補②	学年補正	1年生・2年生	+ 10
		3年生	+ 6
		4年生	+ 2
補③	住所	区外在住者（転入予定者を除く。）	- 3
補④	手帳をお持ちの児童	愛の手帳・身体障害者手帳等をお持ちの児童は写しを提出して下さい。	+ 4
補⑤	保護者負担金の滞納	申請児又は、同家庭の卒室児に滞納がある世帯	- 10

3.学年による承認順位

1	1年生	基準指数が12以上を有する家庭の児童を承認とする。ただし、補正指数⑤に該当する場合は適用せず、基準指数から補正指数を加減する。 1年生の申請数が定員数を超える場合は指数上位より定員数までを承認とする。
2	2年生から6年生まで	在籍可能数（定員から1年生承認数を減じた数）を指数の上位から承認する。

4.調整事項

（同指数の方がいた場合の審査基準です。1から順に審査し承認者を決定します。）

順番	項目	調整事項
1	学年	学年の低い方を優先する。
2	父母等の勤務地等	父母等の勤務地等を直線距離で測定し自宅から遠い方を優先する。 *父母等の勤務地の近い方を審査の対象とする。 *日によって仕事の現場が変わる場合は、事務所や自宅を勤務地とみなす。
3	学校から自宅までの距離	学校から自宅までの距離の遠い方を優先する。
4	その他	区長が特に必要と認める事項

備考

- 1 学年による審査において同指数となる場合は、基準指数の表分類1の項、2の項、4の項、5の項及び6の項の方の中で、順番2の項、3の項及び4の項により承認者を決定する。
- 2 前項による決定後、基準指数の表分類3の項に該当する方の中で、順番3の項及び4の項により承認者を決定する。

令和3年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和3年12月21日

【 審議・調査事項 報告事項 **情報連絡事項** 】

件 名	「足立区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業」及び「足立区ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業」の対象者拡大について																
所 管 部 課	福祉部親 親子支援課																
内 容	<p>令和3年7月に実施した支援団体との意見交換会での意見を踏まえ、足立区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業（※1）及び足立区ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業（※2）について対象者の所得要件等を拡大する。</p> <p>（※1）足立区ひとり親高等職業訓練促進給付金事業 ひとり親家庭において就職に有利な国家資格等取得のため、養成機関で受講中の生活費に対して一部を助成。</p> <p>（※2）足立区ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 ひとり親家庭においてキャリアアップに活かせる資格や技術を取得する講座を受講する費用を助成。</p> <p>1 意見交換会で出された主な意見</p> <p>（1）収入等の額が児童扶養手当の所得限度額を少し超えていても、支援が必要な方が多い。</p> <p>（2）就労支援事業も児童扶養手当の受給者が対象であり、所得限度額を超えていると利用できない。</p> <p>2 改正内容</p> <p>（1）対象者の収入要件拡大</p> <p>現在の「足立区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業」及び「足立区ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業」の所得要件である児童扶養手当の支給を受けているか、または、同等の所得水準に所得限度額プラス100万円の区独自基準を設け、給付金支給対象者を拡大する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">扶養人数</th> <th style="width: 25%;">児童扶養手当一部支給所得基準</th> <th style="width: 25%;">拡大対象者の所得基準</th> <th style="width: 35%;">(参考) 拡大対象者の年収換算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>2,300千円</td> <td>3,300千円</td> <td>約4,600千円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>2,680千円</td> <td>3,680千円</td> <td>約5,100千円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>3,060千円</td> <td>4,060千円</td> <td>約5,600千円</td> </tr> </tbody> </table>	扶養人数	児童扶養手当一部支給所得基準	拡大対象者の所得基準	(参考) 拡大対象者の年収換算	1人	2,300千円	3,300千円	約4,600千円	2人	2,680千円	3,680千円	約5,100千円	3人	3,060千円	4,060千円	約5,600千円
扶養人数	児童扶養手当一部支給所得基準	拡大対象者の所得基準	(参考) 拡大対象者の年収換算														
1人	2,300千円	3,300千円	約4,600千円														
2人	2,680千円	3,680千円	約5,100千円														
3人	3,060千円	4,060千円	約5,600千円														

(2) 令和3年度以降適用される主な高等職業訓練の資格内容

資格名称	既存・拡大
看護師	既存
理容師	既存
介護福祉士	既存
簿記	拡大
Webクリエイター	拡大
Microsoft Office Specialist (MOS)2010, 2013, 2016 マスター、アソシエイト、エキスパート	拡大
キャリアコンサルタント	拡大

※ その他、自立支援教育訓練で認められている6カ月以上のもののほか、正規雇用に有利となるものであって、区長が地域の実情に応じて定める資格を対象に加える。

(3) 給付金額(変更なし)

足立区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業
課税世帯

(70,500円+最終学年加算40,000円(該当者のみ))

×修業月数

※ 法的に非課税の定めのない区独自の基準による給付金は、雑所得として課税の対象となる。(国税庁及び課税課へ確認)

3 期間

令和3年度から令和5年度の3年間の時限措置

※令和6年3月31日までに修業を開始する方まで

4 実施スケジュール

令和3年 9月 補正予算審議

令和3年10月 事業実施要綱改正

令和3年11月 事業開始

5 その他

(1) 足立区公式ホームページ掲載、豆の木・応援アプリ配信、広報等で周知を行なう。

(2) より就労に結びつき易い資格取得を促し、正規就労と収入の拡大を目指していく。

令和3年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和3年12月21日

【 審議・調査事項 報告事項 **情報連絡事項** 】 ←いずれかに○をお願いします。

件名	「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金事業」の実施について																		
所管部課	福祉部親子支援課																		
内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、高校生までの子どもがいる子育て世帯に対して、特別給付金を支給する。</p> <p>なお、児童手当受給者等申請不要者については、年内に支給する。</p> <p>1 対象児童</p> <p>(1) 申請が不要な対象児童</p> <p>ア 令和3年9月分の児童手当（本則給付）支給対象児（15歳以下）及び令和3年9月分児童扶養手当、児童育成手当支給対象児（以下「児童手当支給対象児等」という） 約72,000人</p> <p>イ アと同じ世帯の16歳以上18歳以下の児童 約13,000人</p> <p>(2) 申請が必要な対象児童</p> <p>ア 16歳以上18歳以下（平成15年4月2日から平成18年4月1日生）の児童のみを有する世帯 約13,000人</p> <p>イ 児童手当を在勤庁から受給している公務員世帯の児童 約2,000人</p> <p>2 対象児童数</p> <p>約100,000人</p> <p>3 給付金支給対象者</p> <p>18歳までの児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者（生計中心者）</p> <p>所得制限あり：扶養人数が3人の場合960万円以下</p> <p>◎ 所得限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養人数</th> <th>所得限度額（万円）</th> <th>収入額の目安（万円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>660万円</td> <td>875.6万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>698万円</td> <td>917.8万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>736万円</td> <td>960.0万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>774万円</td> <td>1,002.0万円</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>812万円</td> <td>1,040.0万円</td> </tr> </tbody> </table>	扶養人数	所得限度額（万円）	収入額の目安（万円）	1人	660万円	875.6万円	2人	698万円	917.8万円	3人	736万円	960.0万円	4人	774万円	1,002.0万円	5人	812万円	1,040.0万円
扶養人数	所得限度額（万円）	収入額の目安（万円）																	
1人	660万円	875.6万円																	
2人	698万円	917.8万円																	
3人	736万円	960.0万円																	
4人	774万円	1,002.0万円																	
5人	812万円	1,040.0万円																	

4 支給金額

児童一人：10万円

5 児童手当支給対象児等を有する世帯（申請不要）への支給

先行給付分5万円に加え、追加給付分5万円を一括して支給できるよう準備を進めている。

令和3年12月27日（振込予定）

6 申請が必要な者への支給について

(1) 16歳以上18歳以下（平成15年4月2日から平成18年4月1日生）の児童のみを有する世帯

(2) 児童手当を在勤庁から受給している公務員世帯

上記世帯に対して、1月以降申請をいただいた方から順次審査の上、支給する。

7 執行体制

令和3年12月6日付にて、新たに「子育て臨時特別給付金係」を設置し、対応している。